

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 監査委員公表

・ 包括外部監査結果の報告の公表

所属課(室)名

監 査 事 務 局

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年 3月29日

長崎県監査委員	濱 本 磨毅穂
同	砺 山 和 仁
同	渡 辺 敏 勝
同	中 島 浩 介

平成 30 年度 包括外部監査結果報告書
(報告に添えて提出する意見書)

テーマ

長崎県の債権管理に関する事務の執行について
～未収金を中心に～

長崎県包括外部監査人
濱口 純吾

目 次

I	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	テーマについて	1
1	選定した特定の事件	1
2	特定の事件として選定した理由	1
第3	監査の視点	1
1	合規性・適法性の視点	1
2	経済性・効率性・有効性（3E）の視点	1
第4	監査対象	2
1	監査対象とした債権管理事務	2
第5	監査手続	4
1	調査票による予備調査	4
2	ヒアリング，関係書類の査閲	4
第6	監査（ヒアリング）日程	5
第7	監査実施者	7
1	包括外部監査人	7
2	補助者	7
第8	利害関係の有無	7
II	包括外部監査の結果報告・総論	8
第1	私債権（非強制徴収債権）の管理事務処理に関する法令等	8
1	はじめに	8
2	債権管理に関する法令等	8
3	私債権の管理事務の流れ	10
4	債権管理の各事務処理を定めている法令等	11
①	債権の発生	11

②	調停および納入の通知	17
③	督促	19
④	履行期限の繰り上げ	21
⑤	債権の申出等	23
⑥	催告, 納付相談, 分納誓約	26
⑦	保証人への請求等	28
⑧	抵当権の実行等	30
⑨	財産調査等	32
⑩	訴訟手続き等	36
⑪	強制執行	38
⑫	徴収停止	40
⑬	履行期限を延長する特約又は処分	44
⑭	時効の完成 (援用含む)	51
⑮	放棄	53
⑯	免除	57
第2	指摘事項・意見の検出	60
1	指摘事項・意見の定義	60
2	指摘事項・意見の概要	60
(1)	総括	60
ア	債権管理簿の不備	60
イ	実務上の分割納付の安易な適用	61
ウ	保証人に対する適切な請求等の不実施	61
エ	財産及び支払能力調査の不実施 (不十分な調査を含む)	62
オ	相続人調査の不実施 (不十分な調査を含む)	62
(2)	各所管課の指摘事項及び意見	62
ア	企画振興部	62
①	政策企画課	62

イ 県民生活部	63
② 生活衛生課	63
ウ 環境部	63
③ 廃棄物対策課	63
エ 福祉保健部	63
④ 福祉保健課	63
⑤ 医療人材対策室	64
⑥ 障害福祉課	65
⑦ 原爆被爆者援護課	65
オ ことも政策局	66
⑧ こども未来課	66
⑨ こども家庭課	66
カ 産業労働部	67
⑩ 経営支援課	67
⑪ 雇用労働政策課	67
キ 水産部	68
⑫ 水産経営課 (旧: 漁政課)	68
⑬ 漁港漁場課	69
ク 農林部	70
⑭ 農林経営課	70
⑮ 林政課	70
ケ 土木部	70
⑯ 監理課	70
⑰ 道路維持課	71
⑱ 港湾課	72
⑲ 住宅課	72

コ	教育庁	75
⑳	教職員課	75
サ	警察本部	75
㉑	会計課	75
Ⅲ	包括外部監査の結果報告・各論	77
第1	政策企画課（島原振興局）	78
第2	生活衛生課	80
第3	廃棄物対策課	82
第4	福祉保健課	86
第5	医療人材対策室	92
第6	障害福祉課	99
第7	原爆被爆者援護課	107
第8	こども未来課	112
第9	こども家庭課	113
第10	経営支援課	120
第11	雇用労働政策課	127
第12	水産経営課	130
第13	漁港漁場課	138
第14	農業経営課	142
第15	林政課	147
第16	監理課	150
第17	道路維持課	153
第18	港湾課	159
第19	住宅課	167
第20	教職員課	181
第21	警察本部会計課	185

IV 監査人からの意見（提言）	191
第1 現状の課題	191
第2 意見（提言）	191
1 債権管理条例の制定	191
2 債権管理マニュアルの整備	192
3 長期収入未済債権を集約管理する専門部署の創設，外部専門機関への委託	193
第3 最後に	194
長崎県債権管理条例（案）	195
長崎県債権管理条例施行規則（案）	200
長崎県債権管理マニュアル（案）	202

I 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

第2 テーマについて

1 選定した特定の事件

「長崎県の債権管理に関する事務の執行について～未収金を中心に～」

2 特定の事件として選定した理由

長崎県の平成29年度の一般会計歳入決算によれば、調定額は735,445,031,285円、収入済額は733,227,910,651円、不納欠損額は130,867,379円、収入未済額は2,086,253,255円である。「債権」は、長崎県の重要な財産であり、収入未済となっている債権（以下「未収金」という。）の回収は、長崎県にとって重要な事務である。また、誠実な納付者との公平性を確保するためには、「払わないもの得」を許さないよう、未収金の確実な回収を図る必要がある。

他方で、確実な回収、公平性の確保を追求するあまり、未収金の管理にかかるコストが過大になっているのではないかという疑問も生じるところであり、不納欠損処理を促進することで、財務の健全化、債権管理コストの削減を図る必要もある。

以上のとおり、未収金の確実・公平な回収、不納欠損処理の促進は、いずれも債権管理に関する事務の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することになるため、上記「特定の事件」を監査することは重要であると思料する。

第3 監査の視点

1 合规性・適法性の視点

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならないが、法律や条例、その下にある規則、要綱等に従って適正に行われることが必要である。これらのことは債権管理事務においても妥当する。

よって、本監査においては、合规性・適法性の視点からの監査を行う。

2 経済性・効率性・有効性（3E）の視点

包括外部監査人は、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている（地方自治法252条の37第1項）。また、監査をするにあたっては、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進、最少の費用で最大の効果を挙げているか、組織・運営の合理化に努めているか、他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図っているか、という観点に特に留意すべきとされている（地方自治法252条の37第2項、同法2条14項、同条15項）。

そこで、本監査においては、これら3Eの視点を踏まえた監査も行う。

第4 監査対象

1 監査対象とした債権管理事務

平成29年度末時点で収入未済となっている税外債権の管理事務を本監査の対象とした。

税外債権の多くは、非強制徴収債権（私債権及び非強制徴収公債権）であって、滞納処分による強制徴収ができず、質問・検査及び搜索の権限もないため、収入未済となっている債権の管理・回収に困難さが生じる。また、強制的に回収するには裁判所の手続きを用いるため、弁護士である監査人や補助者の知識、経験が活かしやすいと思料し、税外債権を監査対象にした。

なお、監査の焦点を債権管理の手法に当てることとし、収入未済債権の発生予防の観点からは敢えて触れないこととした。

所管課		
1	企画振興部	政策企画課
2	県民生活部	生活衛生課
3	環境部	廃棄物対策課
4	福祉保健部	福祉保健課
5		医療人材対策室
6		障害福祉課
7		原爆被爆者援護課
8	こども政策局	こども未来課
9		こども家庭課
10	産業労働部	経営支援課
11		雇用労働政策課
12	水産部	水産経営課（旧：漁政課）
13		漁港漁場課
14	農林部	農業経営課
15		林政課
16	土木部	監理課
17		道路維持課
18		港湾課
19		住宅課
20	教育庁	教職員課
21	警察本部	会計課

第5 監査手続

実施した監査の流れは、以下のとおりである。

1 調査票による予備調査

全ての部署に対して調査票を配布し、取扱い債権の有無や収入未済となっている債権(未収金)の有無、債権管理の体制を調査した。

2 ヒアリング、関係書類の査閲

平成29年度末時点で収入未済となっている債権(未収金)を管理している所管課からヒアリングを行うとともに、債権管理簿等の関係書類閲覧を行い、必要に応じて追加ヒアリングを行った。

第6 監査（ヒアリング）日程

ヒアリング実施日	所管課
H30.8.7	県民生活部生活衛生課 教育庁教職員課
H30.8.9	福祉保健部こども政策局こども未来課 環境部廃棄物対策課 企画振興部政策企画課
H30.8.20	産業労働部雇用労働政策課 福祉保健部医療人材対策室
H30.8.21	農林部農業経営課 農林部林政課 福祉保健部原爆被爆者援護課 水産部水産経営課 水産部漁港漁場課
H30.8.22	土木部監理課 土木部道路維持課
H30.8.23	産業労働部経営支援課
H30.10.2	福祉保健部こども政策局こども家庭課
H30.10.4	土木部港湾課 警察本部会計課
H30.10.10	福祉保健部障害福祉課
H30.10.16	土木部住宅課
H30.10.29	福祉保健部障害福祉課
H30.10.30	土木部住宅課
H30.11.16	福祉保健部障害福祉課
H31.1.28	産業労働部雇用労働政策課

H31.1.29	産業労働部経営支援課 水産部水産経営課 教育庁教職員課
H31.1.31	環境部廃棄物対策課 土木部港湾課
H31.2.5	福祉保健部障害福祉課 農林部林政課 水産部漁港漁場課 警察本部会計課 土木部住宅課 県民生活部生活衛生課
H31.2.7	福祉保健部医療人材対策室 農林部農業経営課 福祉保健部原爆被爆者援護課 福祉保健部こども政策局こども家庭課

第7 監査実施者

1 包括外部監査人

濱口純吾（弁護士）

2 補助者

有馬理（弁護士）

青野悠（弁護士）

鮎川愛（弁護士）

第8 利害関係の有無

包括外部監査人，補助者いずれにおいても，包括外部監査の対象とした事件につき，地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は存在しない。

Ⅱ 包括外部監査の結果報告・総論

第1 私債権（非強制徴収債権）の管理事務処理に関する法令等

1 はじめに

本監査の対象とした税外債権の多くは非強制徴収債権であり、また、その主なものは私債権であることから、監査報告の冒頭において、長崎県の私債権管理事務に関し、現時点で定められている法令等を整理しておく。

前述のとおり、行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない、法律や条例、その下にある規則、要綱等に従って適正に行われることが必要であるから、長崎県における債権管理も次のような法令等に従って行われるべきことになる。

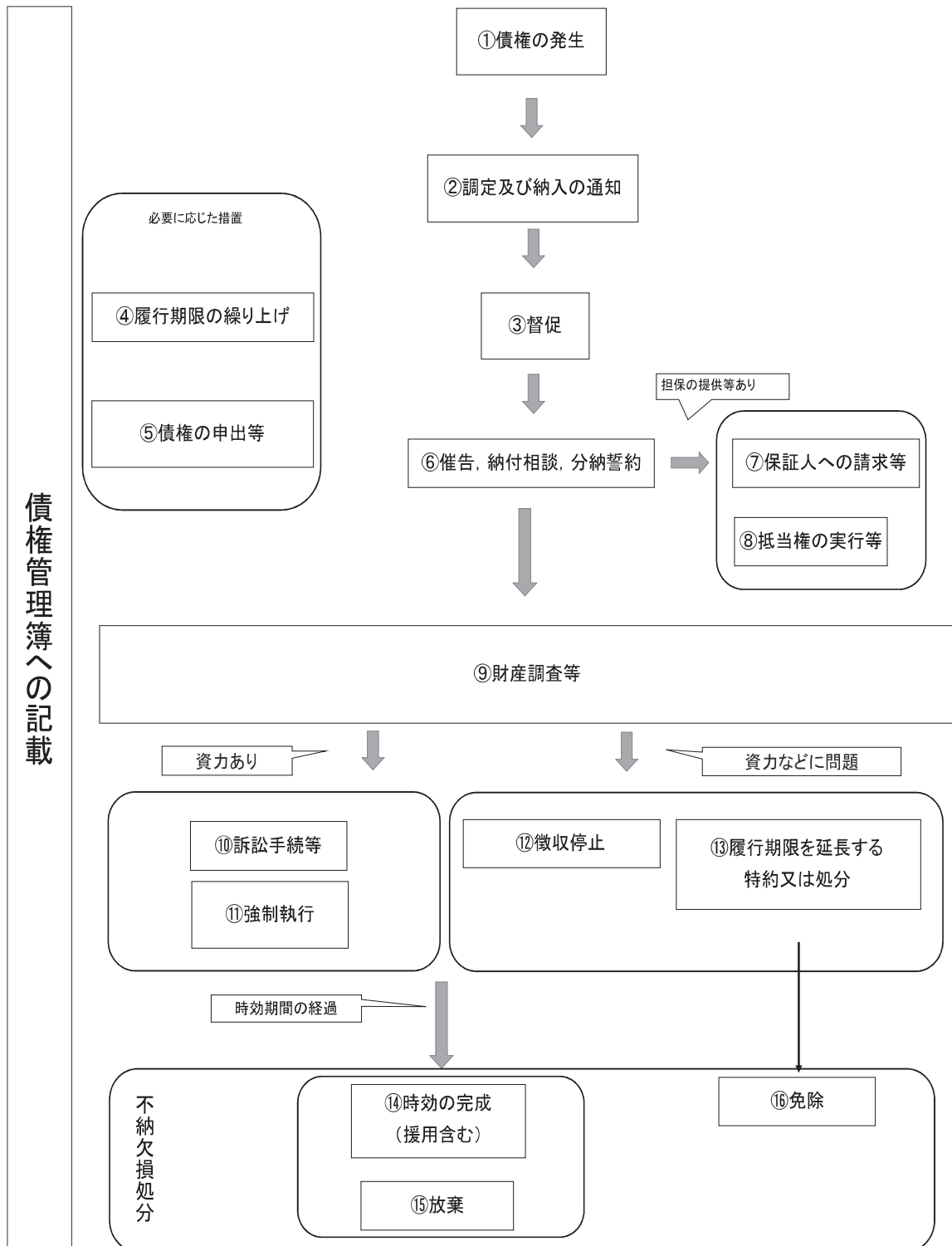
2 債権管理に関する法令等

長崎県の債権管理に関する法令等は次のとおりである。

- ・ 地方自治法（以下「法」という。）
- ・ 地方自治法施行令（以下「令」という。）
- ・ 長崎県税外収入延滞金条例
- ・ 長崎県財務規則（以下「財務規則」という。）
- ・ 長崎県債権管理規程（以下「債権管理規程」という。）
- ・ 債権の管理について（昭和42年10月1日42財第218号総務部長通知）
- ・ 長崎県債権管理規程の運用について（平成27年9月15日27財第80号財務課長通知）（以下「債権管理規程の運用について」という。）
- ・ 権利の放棄に係る議決を求める基準

これらの法令等を，私債権の管理事務処理ごとに整理し，長崎県の債権管理が，各事務処理において，定められた法令等に従っているか，合規性・適法性の監査を行った。

3 私債権の管理事務の流れ



4 債権管理の各事務処理を定めている法令等

①債権の発生

契約等，私法上の原因により債権が発生すると，債権管理の事務が始まる。

債権管理の最初の事務としては，証拠書類の収集，整理，保管，債権管理簿の作成がある。証拠書類は，原本によるのが原則であり，債権管理簿の記載事項や記載要領は「債権の管理について」に詳細が規定されている。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・財務規則 149 条，150 条，162 条
- ・債権管理規程 5 条
- ・債権の管理について第 2・8

【法令等の内容】

◆財務規則

(証拠書類)

第 149 条 収入，支出の証拠書類とは，次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 収入については，課税の基礎となった書類，調定決議書兼通知書，契約書，更正書類，領収証書類その他収入の基礎又はその事実を証する書類

(証拠書類の原則)

第 150 条 証拠書類は，原本に限る。ただし，原本によることができないときは，その事実を証明した書類によりこれに代えることができる。

(債権管理簿)

第 162 条 主管部局の長は，債権管理簿を備え，その所管に属する債権が発生し，若しくは県に帰属したとき又は当該債権が他の主管部局の長から引き継がれたときは，別に定めるところにより，直ちに債権管理簿に記載しなければならない。債権管理簿の記載事項に異動があったときも，同様とする。

2 前項に規定する債権管理簿の様式は、総務部長が定めるものとする。

◆債権管理規程

(債権管理簿への記載)

第5条 部局の長は、その所管に属する債権で、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める時期に債権管理簿（様式第1号）に記載しなければならない。ただし、様式第1号に基づき債権管理に必要な事項を記載した独自の管理簿に代えることもできる。

(1) 履行期限の到来するまでの期間が2会計年度以上にわたる債権 当該債権が発生し、又は県に帰属したとき。

(2) 調定済みでその年度にその全部の履行がなされなかった債権（前号に該当するものを除く。）出納閉鎖後遅滞なく。

2 部局の長は、その所管に属する債権で債権管理簿に記載したものについて、その管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき、又はその管理に関する事実で当該事務の処理上必要なものがあると認めるときは、そのつど遅滞なくこれらの内容を債権管理簿に記載しなければならない。

◆債権の管理について

第2 債権の管理に関する事項

8 債権管理簿

ア 債権管理簿の様式が定められた（規程第5条、様式第1号）こと。

イ 債権管理簿は、部局の長が備えるものとされている（規則第162条）が、実際は、各所管の課長及び出先機関の長が備えるものである（規程第3条）こと。

ウ 債権管理簿に記載しなければならない債権について、次のとおり定められた（規程第5条第1項）こと。

(1) 履行期限の到来する期間が2会計年度以上にわたる債権

(2) 過年度未収金に係る債権

これは本来すべての債権について、債権管理簿に記載すべきものであるが、現年度の歳入に係る債権については歳入徴収簿（規則第22条、様式第4号）によって十分債権の管理が行えるものであるから、記載を省略するものであること。したがって、現年度の歳入に係る債権については、歳入徴収簿が同時に債権管理簿としての機能を有するものであること。

エ 規程の施行に伴い、過年度未収金債権については、すべて債権管理簿に記載しなければならないものであること。

履行期限の到来する期間が2会計年度以上にわたる債権で、昭和43年度以降にまたがるものについては、その発生時に遡ってすべての経過を債権管理簿に記載しなければならないものであること。なお、現に各種貸付金台帳、奨学資金台帳等法令その他による台帳等に記載整理されているものについても、今後（昭和42年度以降）新たに発生する債権については、債権管理簿によらなければならないものであるが、特別の事情により債権管理簿によることが著しく困難であるものについては、あらかじめ財政課と協議のうえ、当分の間、従来の台帳によることができるものであること。これは、事務の繁雑化及び混乱を避けるためのあくまで例外的、過渡的な措置であり、この場合においても、現在の台帳等の記載事項が債権の管理上不十分であるものについては、備考欄等の活用又は様式の整備等により、その管理事務の処理にさし支えないよう特に留意されたいこと。

オ 債権管理簿の記載要領は、次のとおりであること。

- (1) 原則として、債権ごとに別葉とするが、同一種類、同一名称の債権で同一債務者に対し継続的に発生したもの（例えば奨学資金等）については、発生年度ごとに取りまとめて記載するものであること。
- (2) 「発生年度」は、履行期限の到来する期間の2会計年度以上にわたる債権については、当該債権が発生（帰属）した日の属する年度とし、過年度未収債権については最初に調定をした日の属する年度とすること。
- (3) 債権の「種類」は、原則として歳入科目の項により分類すること。この場合において、過年度未収債権については、最初に調定をしたときの科目によるものであること。
- (4) 債権の「名称」は、発生年度及び債務者ととも、その債権が特定するよう具体的に記載すること。
- (5) 「債務者の住所」欄は、法人にあってはその所在地を、「債務者の氏名」は法人にあってはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- (6) 「発生年月日」欄は債権が発生した日又は県に帰属した日を記載するものとし、「消滅年月日」は債権が消滅した日を記載すること。
- (7) 「発生原因」欄には、債権が発生し又は県に帰属した原因についてその経過がわかる程度に要点を記載すること。
- (8) 「債権金額」欄には、債権の元本ともいうべき債権金額を記載するものであり、「利率」欄には貸付金債権のように債権の内容が当然に利子を生ずるものについてその利率を記載すること。
- (9) 「債権発生の状況」欄は、奨学資金等のように一会計年度において同種、同名称の債権が数回にわたって発生したものについて、その発生年月日ごとに内訳を記載するものであり、これらの合計金額が「債権金額」と一致するものであること。

- (10)「債権の履行の方法」欄は、債権の履行期限が2通り以上あるものについて履行期限ごとに内訳を記載するものとし、これらの合計金額も「債権金額」と一致するものであること。
- (11)「調定の状況」欄は、債権の履行期限の到来に伴って調定を行ったものを調定ごとに区分して記載するとともに、未調定の債権金額を記載するものであること。
- (12) (裏面) の「履行の方法」欄は、債権の履行期限の到来に伴って調定が行われた時に、履行期限ごとにその金額(元本)を記載するものであり、同欄の「履行期限」及び債権金額の「元本」は最終的には(表面)の履行の方法の欄と一致するものであること。
- なお、「利子」欄には、貸付金に係る債権で債権の内容として当然に利子を生ずるものについては、それぞれの履行期限までの期間に係る利子(遅延利息等を除く。)の額を記載するものであること。
- (13)「債権の消滅」の欄は、「履行の方法」の欄に対応させて、それぞれの履行期限ごとに債権の履行された(収入された)年月日ごとに別行に収入された元本、利子、延滞金等を記載するものであるが、「延滞金等」とは、公法上の債権に係る延滞金に限らず、私法上の債権に係る遅延利息又は違約金等をも含むものであり、「期間」は収入された延滞金等の生じた期間を「割合」はその率を、「金額」はその額を記載し、そのうち収入された金額を「消滅額」に記載し、さらに残額があれば「残額」に記載すること。
- (14)「納入通知」及び「督促状」の欄については、「履行の方法」の欄に対応させて、それぞれの履行期限の債権ごとに「債権の消滅」の欄とは無関係に記載するものであること。

(15)「債権の管理に関する事項」及び「備考」の欄には、強制執行等に関する事項、徴収停止又は履行延期に関する事項その他債権の管理上必要な事項を記載するものであること。

カ 債権管理簿に記載した債権について、管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき又はその管理に関する事実で当該事務処理上必要があると認めるときは、そのつど遅滞なくこれらの内容を記載しなければならないとされている（規則第5条第2項）が、おおむね次のような場合であること。

- (1) 債権の管理に関する事項及び備考の欄に記載している事項に変更があったとき。
- (2) 担保の変更、担保の増加、保証人の変更等があったとき。
- (3) 債務者から債務証書の提出があったとき。
- (4) 債務名義を取得するためになすべき必要な行為を行ったとき。

キ 債権について徴収停止の措置をとったときは、債権管理簿（記載を省略した債権については台帳等）の「債権の管理に関する事項」の欄及び「備考」の欄に「徴収停止」（年月日）と赤で表示するとともに、徴収停止整理簿（規程様式第2号）に記載するものとし、徴収停止の措置をとりやめたときは、徴収停止整理簿の記載事項をまっ消するとともに債権管理簿の該当欄に「徴収停止取消し」（年月日）と赤で表示するものである（前述5のカ参照）こと。

ク 債権について履行期限の繰上げ又は履行延期の特約等をしたときは、債権管理簿の「債権の管理に関する事項」の欄及び「備考」の欄に「履行期限繰上げ」又は「履行延期」と赤で表示し、必要に応じて記載事項を整理するものであること。

ケ 次に掲げる場合には、その債権に係る金額を「債権の消滅」の欄に不納欠損処分として赤で記載するとともに当該「備考」の欄にそれぞれの表示を赤

で行うものであること。

- (1) 消滅時効が完成したとき。 「時効完成」
- (2) 権利の放棄をしたとき。 「権利放棄」
- (3) 債権の免除をしたとき。 「免除」

コ 寄附金については規定の適用外とされているが、寄附金についても特殊なものについては、一般の債権に準じて債権管理簿に記載されたいこと。

②調定及び納入の通知

調定とは、歳入に計上すべき入金が見込まれるときに、その収入の金額、歳入予算科目、納入義務者の氏名（名称）などを調査し、行政庁内部の決裁をして決定する事務処理のことである。歳入の調定をしたときには、原則として、納入義務者に対し納入の通知をしなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 231 条
- ・ 地方自治法施行令 154 条
- ・ 財務規則 17 条, 20 条 22 条

【法令等の内容】

◆地方自治法

(歳入の収入の方法)

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

◆地方自治法施行令

(歳入の調定及び納入の通知)

第 154 条 地方自治法第 231 条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしてしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしてしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれをする事ができる。

◆財務規則

(歳入の調定)

第 17 条 歳入徴収者は、その所掌に属する歳入を徴収しようとするときは、第 154 条の規定に基づき、直ちに調定をしなければならない

(分納金及び返納金の調定)

第 20 条 歳入徴収者は、法令の規定又は契約により、歳入について分割して納付させる処分又は特約をしている場合においては、当該処分又は特約に基づいて、納期の到来するごとに、当該納期に係る分納金について調定しなければならない。ただし、年額で調定できるものについては、この限りでない。

(納入の通知)

第 22 条 歳入徴収者は、歳入の調定（第 19 条の規定による調定を除く。）をしたときは、歳入徴収簿（様式第 4 号）に登記し、次に掲げるものを除き、納入義務者に納入の通知をしなければならない。

- (1) 第 19 条の規定による調定に係る歳入
- (2) 第 20 条第 2 項の規定による返納金の調定に係る歳入
- (3) 令第 154 条第 2 項に掲げる納入の通知を要しない歳入

③督促

納入通知等で指定した納期限までに履行されない場合には、督促を行わなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 240 条
- ・ 地方自治法施行令 171 条
- ・ 財務規則 163 条
- ・ 債権の管理について第 2・1
- ・ 長崎県税外収入延滞金条例 2 条

【法令等の内容】

◆地方自治法

(債権)

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置

をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

(督促)

第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

◆財務規則

(督促の手続)

第 163 条 法第 231 条の 3 又は令第 171 条の規定による督促は、督促日から起算して 20 日（県の休日を含む。）以内の期限を指定した督促状（様式第 62 号）によってしなければならない。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

1 督促

ア 督促は、公法上の債権については法第 231 条の 3 第 1 項に規定により、私法上の債権については令第 171 条の規定により行うものであること。

イ 督促は、督促状発行の日から 20 日以内の期限を指定した督促状によって行わなければならないとされた（規則第 163 条）が、この督促状の発行は、従来どおり原則として履行期限経過後 20 日以内に行うものであること。

ウ 督促状の様式は、公法上の債権に関する督促については規則様式第 62 号その 1 によるものであり、私法上の債権に関する督促については同様式その 2 によるものである（規則第 163 条）こと。

エ 公法上の債権については、督促をした場合には、納期限の翌日から当該債権の完納の日までの日数に応じ 100 円について、督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日以前の期間については 1 日 2 銭、その翌日以後の期間については 1 日 4 銭の延滞金を徴収しなければならないものである（長崎県税外収入延滞金条例）こと。

◆長崎県税外収入延滞金条例

(延滞金)

第2条 知事は、法第231条の3第1項の規定により分担金、使用料、手数料及び過料その他の収入（以下「税外収入」という。）の納付について督促した場合において、その督促した税外収入の額が100円以上であるときは、納期限の翌日から当該税外収入の完納の日までの日数に応じ、当該税外収入（100円未満の端数があるときは、切り捨てる。）につき年14.6パーセント（督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した額の延滞金を徴収しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

- (1) 延滞金が10円未満であるとき。
- (2) 督促状の指定期限までに納入義務者が税外収入を完納しないことについて、交通のと絶その他やむを得ない事情があると認められるとき。

④履行期限の繰り上げ

債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法施行令 171 条の 3
- ・ 財務規則 164 条
- ・ 債権の管理について第 2 ・ 3

【法令等の内容】

◆地方自治法施行令

(履行期限の繰上げ)

第 171 条の 3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第 171 条の 6 第 1 項各号の 1 に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

◆財務規則

(履行期限の繰上げの手続)

第 164 条 令第 171 条の 3 の規定による履行期限を繰り上げる旨の通知は、履行期限繰上通知書（様式第 63 号）により行わなければならない。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

3 履行期限の繰上げ

ア 債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき等後述（6 のオ参照）の履行延期の特約又は処分をすることができる場合その他特に支障がある場合を除き、すみやかに当該債務者に対し履行期限繰上通知書（規則様式第 63 号）を送付しなければならない（規則第 164 条）こと。

イ 履行期限の繰上げは、期限の利益が債務者の利益のために有するものであるから、特約又は法令の規定に基づかなければできないものであるが、「履行期限を繰り上げることができる理由」（令第 171 条の 3）とは、次のような場合であること。

(1) 契約に一定の事由に該当する場合は、履行期限を繰り上げる旨の特約がある場合においてその事由に該当するとき。

(2) 債務者が (イ) 破産の宣告を受けたとき。

(ロ) 自ら担保をき減し又はこれを減少したとき。

(ハ) 担保を提供する義務を負いながらこれを供しないとき (民法第 137 条)。

(3) 会社が解散したとき (商法第 125 条, 第 147 条, 第 430 条, 有限会社法第 75 条第 1 項)。

⑤ 債権の申出等

債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合、法令の規定により債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 240 条
- ・ 地方自治法施行令 171 条の 4
- ・ 債権の管理について第 2・4

【法令等の内容】

◆地方自治法

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

(債権の申出等)

第 171 条の 4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産
手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定によ
り当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出
をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければな
らない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全
するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保
証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続を
とる等必要な措置をとらなければならない。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

4 債権の申出その他保全措置

ア 部局の長は、その所管に属する債権について債務者が強制執行又は破産の
宣告を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者と
して配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにその措
置をとらなければならない（令第 171 条の 4 第 1 項）こと。

イ 「債務者が強制執行又は破産の宣告を受けたこと等」とは、次のような事
由が生じた場合であること。

- (1) 債務者が強制執行を受けたこと。
- (2) 債務者が租税その他公課について滞納処分を受けたこと。
- (3) 債務者の総財産について競売の開始があったこと。
- (4) 債務者が破産の宣告を受けたこと。

- (5) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。
- (6) 債務者である法人が解散したこと。
- (7) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。
- (8) 以上の場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

ウ その他債権の保全のための措置として、必要に応じ次のような措置をとらなければならないものである（令第171条の4第2項）こと。

- (1) 担保の提供又は必要に応じ増担保の提供又は担保の変更を求めること。

「担保の提供」を求める場合は、国債、地方債、確実な社債、その他の有価証券、土地、保険に付されている建物、船舶、自動車、建設機械等の確実なものに限るべきである（規程第7条）、担保の価値が減少したときは増担保の要求をすべきであること。

- (2) 保証人の保証を求め、又は必要に応じて保証人の変更を求めること
- (3) 担保権の設定について、登記、登録、その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとる（規程第9条）こと。
- (4) 仮差押え又は仮処分の手続をとること。
- (5) 法令の規定により県が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うこと。
- (6) 債務者が県の利益を害する行為をしたことを知った場合において、法令の規定により県が債権者として当該行為の取消しを求めることができるときは、その取消しを請求すること。
- (7) 債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとること。

債権債務関係は、結局は債務者の一般財産を引当てとしているもので

あるから、常に債務者の資産状況等に注意し、債務者の財産状態が危機に瀕するときには、時機を失しないよう適宜の措置をとり、債権の確保を図らなければならないものであること。

⑥ 催告，納付相談，分納誓約

債務者等に対し、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、催告（履行の請求）を続けることになる。

債務者が分割弁済を希望するなどした場合、実務上、分割納付を認めているが、これは、履行期限の延長等とは異なり、法的位置づけが曖昧な債務者の一方的な申し出でしかないことから、安易に行うべきではない。やむを得ず分割納付を認める場合は、履行期限の延長等と同様に、財産状況の調査等を行い、分割期間等を適切に判断しなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・債権管理規定の運用について 3

【法令等の内容】

◆債権管理規定の運用について

3. 具体的内容

(1) 債務者の財産状況の把握

① 調査項目

地方自治法等に基づき分割納付や履行期限の延長等の判断を行う際は、以下の項目を基本に財産調査（任意調査）を行う。

- ・金融機関に対する取引状況の照会
- ・法務局に対する不動産登記事項証明書の申請
- ・市町に対する住民税及び固定資産税の照会

・運輸支局に対する普通自動車の照会 等

② 手順・留意事項

財産状況の把握は、債務者（滞納者）本人への聴取による資料提出や債務者（滞納者）の同意を得て調査を行う。

調査については、今後作成する様式により関係先へ照会を行うとともに、照会にあたっては、地方自治法第 240 条第 2 項に基づく行政目的に沿ったものであることを説明し協力を依頼する。

③ その他

- ・貸付申込時に各種財産調査に対する同意書の提出を求めるなど、債務不履行時に適切な対応がとれるような制度改善に努める。
- ・必要に応じて、民間調査機関の利用等も検討する。
- ・長崎県個人情報保護条例に基づいた適正な取扱いを徹底する。

(2) 財産状況等を踏まえた分割納付や履行期限の延長等への対応

① 分割納付等の対応を行う場合の生活困窮度の判断

財産調査の結果を踏まえ、地方税法や国税徴収法基本通達を参考に、債務者の個別事情を考慮のうえ判断を行う。

その際の参考となるよう、各所管における分割納付等の代表的事例を収集・蓄積し、全庁的に共有する。

② 分割納付等の期間

分割納付等の期限は地方税法における徴収猶予の取扱いに準じ、1年以内を基本とする。

なお、生活困窮度や滞納額等の状況から、やむを得ず1年を超える期間を設定する場合にあっても、地方自治法施行令第 171 条の 6 や債権管理規定第 4 条の趣旨を踏まえ、適切な期間設定に留意する。

③ その他

- ・上記履行がなされなかった場合の対応については、現行債権管理規定に基づき、原則どおり対応する。
- ・法令に依拠しない、いわゆる実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管にあつては、安易に適用しないよう運用の改善を図る。

⑦ 保証人への請求等

債務者等に対し、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合や履行延期の特約等をする場合などを除き、保証人の保証がある債権については、保証人に対して履行を請求しなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・地方自治法 240 条 2 項
- ・地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号
- ・債権管理規程 6 条
- ・債権の管理について第 2・2・イ・(2)

【法令等の内容】**◆地方自治法**

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

(強制執行等)

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

◆債権管理規程

(保証人に対する履行の請求)

第 6 条 部局の長は、その所管に属する債権について、令第 171 条の 2 第 1 号の規定により保証人に対して履行を請求する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を保証人に送付しなければならない。

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 履行すべき金額
- (3) 履行を請求する理由
- (4) 履行期限
- (5) その他必要な事項

◆債権の管理について

第2 債権の管理に関する事項

2 強制執行

イ 強制徴収により徴収する債権を除く公法上の債権及び私法上の債権について、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合（規程第10条）又は履行延期の特約等をする場合（規程第12条）その他、国、他の地方公共団体等高度の公共性を持っている者について特別の事情があると認められる場合を除き、次の措置をとらなければならないものである（令第171条の2）こと。

（2）保証人の保証がある債権については、保証人に対して履行を請求する（規程第6条）こと。

⑧ 抵当権の実行等

債務者等に対し、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合や履行延期の特約等をする場合を除き、担保の付されている債権については、当該債権の内容に従いその担保を処分し、又は競売その他担保権の実行の手続を執らなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・地方自治法 240 条 2 項
- ・地方自治法施行令 172 条の 2 第 1 号
- ・債権の管理について第 2・2・イ・(1)

【法令等の内容】

◆地方自治法

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団

体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

2 強制執行

- イ 強制徴収により徴収する債権を除く公法上の債権及び私法上の債権について、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合（規程第 10 条）又は履行延期の特約等をする場合（規程第 12 条）その他、国、他の地方公共団体等高度の公共性を持っている者について特別の事情があると認められる場合を除き、次の措置をとらな

ければならないものである（令第171条の2）こと。

（1）担保の附されている債権については，当該債権の内容に従いその担保を処分し，又は競売その他担保権の実行の手続をとること。

ここで「担保」とは，民法に定める担保物権（留置権，先取特権，質権及び抵当権）のほか，買戻（民法第579条～第585条），譲渡担保をも含み，また商事留置権（商法第51条，第521条，第557条）地代の先取特権（借地法第13条，第14条）等民法以外の法律に基づくものをも含むものであり，「担保を処分する」とは，動産質等流質の認められる場合において流質するとき（民法第354条），債権質権を行使するとき（民法第367条）等をいう。

⑨ 財産調査等

債務者等に滞納が続く等の事情が生じた場合には，財産状況の調査や時効中断の措置などを適切に行い，債権の確保を図らなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・地方自治法 240 条 2 項
- ・地方自治法施行令 171 条の 4 第 2 項
- ・債権管理規程 4 条
- ・債権の管理について第 2・4・ウ・(7)
- ・債権管理規程の運用について

【法令等の内容】

◆地方自治法

（債権）

第 240 条 この章において「債権」とは，金銭の給付を目的とする普通地方公共

団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

(債権の申出等)

第171条の4

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

◆債権管理規程

(管理の基準)

- 第4条 債権の管理に関する事務は、法令及び規則の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もっとも県の利益に適合するように処理しなければならない。

◆債権の管理について

第2 債権の管理に関する事項

4 債権の申出その他保全措置

ウ その他債権の保全のための措置として、必要に応じ次のような措置をとらなければならないものである(令第171条の4第2項)こと。

- (7) 債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとること。

債権債務関係は、結局は債務者の一般財産を引当てとしているもので

あるから、常に債務者の資産状況等に注意し、債務者の財産状態が危機に瀕するときには、時機を失しないよう適宜の措置をとり、債権の確保を図らなければならないものであること。

◆債権管理規程の運用について

1 趣旨

長崎県債権管理規程に基づく債権管理のさらなる推進のため、同規程第4条の趣旨を踏まえ、各所管部署における債権管理の適切かつ統一的な運用を図るため、滞納時における債務者の財産状況の把握等の標準的な取扱いを定めるもの。

2 対象となる債権

強制調査など滞納処分規定のない、非強制徴収公債権および私債権を対象。

3 具体的内容

(1) 債務者の財産状況の把握

① 調査項目

地方自治法等に基づき分割納付や履行期限の延長等の判断を行う際は、以下の項目を基本に財産調査（任意調査）を行う。

- ・金融機関に対する取引状況の照会
- ・法務局に対する不動産登記事項証明書の申請
- ・市町に対する住民税及び固定資産税の照会
- ・運輸支局に対する普通自動車の照会 等

② 手順・留意事項

財産状況の把握は、債務者（滞納者）本人への聴取による資料提出や債務者（滞納者）の同意を得て調査を行う。

調査については、今後作成する様式により関係先へ照会を行うとともに、

照会にあたっては、地方自治法第240条第2項に基づく行政目的に沿ったものであることを説明し協力を依頼する。

③ その他

- ・貸付申込時に各種財産調査に対する同意書の提出を求めるなど、債務不履行時に適切な対応がとれるような制度改善に努める。
- ・必要に応じて、民間調査機関の利用等も検討する。
- ・長崎県個人情報保護条例に基づいた適正な取扱いを徹底する。

(2) 財産状況等を踏まえた分割納付や履行期限の延長等への対応

① 分割納付等の対応を行う場合の生活困窮度の判断

財産調査の結果を踏まえ、地方税法や国税徴収法基本通達を参考に、債務者の個別事情を考慮のうえ判断を行う。

その際の参考となるよう、各所管における分割納付等の代表的事例を収集・蓄積し、全庁的に共有する。

② 分割納付等の期間

分割納付等の期限は地方税法における徴収猶予の取扱いに準じ、1年以内を基本とする。

なお、生活困窮度や滞納額等の状況から、やむを得ず1年を超える期間を設定する場合にあっても、地方自治法施行令第171条の6や債権管理規程第4条の趣旨を踏まえ、適切な期間設定に留意する。

③ その他

- ・上記履行がなされなかった場合の対応については、現行債権管理規程に基づき、原則どおり対応する。
- ・法令に依拠しない、いわゆる実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管にあっては、安易に適用しないよう運用の改善を図る。

4 その他

取扱いについては、未収金対策検討会議等において検証を行うとともに、地方税における猶予制度の見直し等も参考にしながら、さらなる債権管理の推進に向け、引き続き見直しや改善に努めることとする。

⑩ 訴訟手続き等

債務者等に対し、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合や履行延期の特約等をする場合などを除き、担保の付されていない債権や保証人の保証がない債権などについて、訴訟手続又は非訟事件の手続により履行を請求しなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・地方自治法 240 条 2 項
- ・地方自治法施行令 171 条の 2 第 3 号
- ・債権の管理について第 2・2・イ（4）

【法令等の内容】**◆地方自治法**

（債権）

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に

規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

2 強制執行

イ 強制徴収により徴収する債権を除く公法上の債権及び私法上の債権について、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合（規程第 10 条）又は履行延期の特約等をする場合（規程第 12 条）その他、国、他の地方公共団体等高度の公共性を持っている者について特別の事情があると認められる場合を除き、次の措置をとらなければならないものである（令第 171 条の 2）こと。

（4）担保の附されていない債権、保証人の保証がない債権、担保権の実行のための措置をとり、若しくは保証人に対して履行の請求をしてもなお履行されない債権又は債務名義のない債権については、訴訟手続又は非訟事件の手続により履行を請求すること。

「訴訟手続による履行の請求」には、給付の訴えの提起（民事訴訟法第 223 条）及び支払命令の申立（民事訴訟法第 430 条）、起訴前の和

解（民事訴訟法第 356 条），破産の申立（破産法第 132 条）等がある。

「非訟事件の手続による履行の請求」には，資本金の 10 分の 1 以上の額の債権者として行う更生手続開始の申立（会社更生法第 30 条），私法上の債権について紛争を生じた場合の裁判所への調停の申立て（民事調停法第 2 条）等がある。

⑪ 強制執行

債務者等に対し，督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは，徴収停止の措置をとる場合や履行延期の特約等をする場合などを除き，債務名義のある債権については，強制執行の手続を執らなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 240 条 2 項
- ・ 地方自治法施行令 171 条の 2 第 2 号
- ・ 債権の管理について第 2・2・イ・(3)

【法令等の内容】

◆地方自治法

（債権）

第 240 条 この章において「債権」とは，金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は，債権について，政令の定めるところにより，その督促，強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は，債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項

に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

2 強制執行

イ 強制徴収により徴収する債権を除く公法上の債権及び私法上の債権について、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合（規程第 10 条）又は履行延期の特約等をする場合（規程第 12 条）その他、国、他の地方公共団体等高度の公共性を持っている者について特別の事情があると認められる場合を除き、次の措置をとらなければならないものである（令第 171 条の 2）こと。

(3) 債務名義のある債権については、強制執行の手続をとること。

「債務名義」とは、一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、国の強制力によって執行されるべき執行力が法律によって付与された公正の文書であるが、何が債務名義となるかは民事訴訟法（第 203 条、第 443 条、第 497 条、第 515 条、第 559 条、第 560 条、第 802 条等）その他の法律（破産法第 287 条、会社更生法第 245 条、民事調停法第 16 条、第

31条等)に規定されているが、確定の給付判決、仮執行宣言附の終局判決、支払命令、公正証書で直ちに強制執行を受くべき旨を記載したもの、訴訟上の和解又は請求の認諾を記載した調書、調停調書、債権表の記載等がその主なものである。

「強制執行」とは、私法上の請求権の現実的履行を国が強制的に実現する手続であって、国の執行機関に対して執行の実施を求める権利は、債務名義に基づいて発生する。強制執行の手続は、司法権の作用として執行機関(執行吏又は執行裁判所)が行うもので、強制執行をするには、その旨を執行機関に申し出ることを要することになる。

⑫ 徴収停止

徴収停止とは、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権で、積極的に管理事務を継続することの実効性が認められないものについて、担保及び証拠物件等の保存以外の債権の保全及び取立を要しないものとしていわゆるたな上げの整理をする内部措置であり、債務者との間に特別の法律上の効果を及ぼすものではない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 240 条 3 項
- ・ 地方自治法施行令 171 条の 5
- ・ 債権管理規程 10 条
- ・ 債権の管理について第 2・5

【法令等の内容】

◆地方自治法

(債権)

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

◆地方自治法施行令

(徴収停止)

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

◆債権管理規程

(徴収停止の手續)

第10条 部局の長は、その所管に属する債権について令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとろうとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 令第171条の5各号に掲げる場合の一に該当する理由
- (2) 徴収停止の措置をとることが債権の管理上必要であると認める理由
- (3) 令第171条の5第1号に掲げる場合にあっては、債務者の業務又は資産に関する状況
- (4) 令第171条の5第2号に掲げる場合にあっては、債務者の所在その他必要な事項

2 部局の長は、徴収停止の措置をとったときは、債権管理簿に「徴収停止」の表示をするとともに、徴収停止管理簿（様式第2号）に記載しなければならない。

(徴収停止の取消し)

第11条 部局の長は、その所管に属する債権について令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとった後、事情の変更等によりその措置を維持することが不適當となったことを知ったときは、遅滞なくその措置を取りやめなければならない。

2 部局の長は、前項の規定により徴収停止の措置をとりやめたときは、債権管理簿に「徴収停止取消し」の表示をするとともに、徴収停止管理簿から前条第2項の規定により記載した事項をまっ消ししなければならない。

◆債権の管理について

第2 債権の管理に関する事項

5 徴収停止

ア 債権の徴収停止とは、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない県の債権で、積極的に管理事務を継続することの実効が認められないものについて、担保及び証拠物件等の保存以外の債権の保全及び取立を要しないものとしていわゆるたな上げの整理をする県の内部措置であって、債務者との間に特別の法律上の効果を及ぼすものではないものであること。したがって、徴収停止の措置をとった債権については、履行がなされた場合は当然受領しなければならないものであること。

イ 強制徴収により徴収する債権については、徴収停止の措置をとることができないものであること。

ウ 徴収停止をすることができるのは、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権で、次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるときである（令第171条の5）のこと。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

このような場合は、本来なら当然破産宣告がなされていなければならない状況におかれているわけであるが、その手続がとられないまま看板又は名前だけであって、もはや法人としての実態がないと認められる場合である。